

# 石岡市公共下水道事業経営戦略

平成 29 年 3 月

石岡市下水道課

## 石岡市公共下水道事業経営戦略

団 体 名	茨城県 石岡市
事 業 名	公共下水道事業
策 定 日	平成 29 年 3 月
計 画 期 間	平成 28 年度 ～ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和58年度 (供用開始後、34年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 (平成32年4月1日 一部適用)
処理区域内人口密度	31.6人/ha(平成27年度)	流域下水道等への 接続の有無	有
処 理 区 数	2処理区(霞ヶ浦湖北流域関連石岡地区、八郷地区)		
処 理 場 数	1箇所(八郷水処理センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	ベストプランに基づき、集合処理区域と個別処理区域の見直しを行い、下水道事業の最適化を計画しています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統合を含む。)、③施設の統合(処理区の統合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	「石岡地区」 基本料金: 10㎡まで 1,296円/月 超過料金: 10㎡を超え20㎡まで 140.4円/㎡ 20㎡を超え30㎡まで 151.2円/㎡ 30㎡を超え50㎡まで 162.0円/㎡ 50㎡を超え100㎡まで 172.8円/㎡ 100㎡を超えるもの 183.6円/㎡	「八郷地区」 基本料金: 1世帯 2,592円/月 超過料金: 世帯員1人につき 432円	
業務用使用料体系の 概要・考え方	「八郷地区」の事業所に対して 1事業所: 3,456円/月 従業員1人につき: 432円/月		
その他の使用料体系の 概要・考え方	「石岡地区」の公衆浴場に対して 基本料金: 10㎡まで 1,296円/月 超過料金: 10㎡を超えるもの 86.4円/㎡		
条例上の使用料*2 (20㎡あたり)	平成25年度 2,625円 平成26年度 2,700円 平成27年度 2,700円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり)	平成25年度 3,016円 平成26年度 3,112円 平成27年度 3,128円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	6人(収益勘定職員4名、資本勘定職員2名)
事業運営組織	地方公営企業法の適用に対して、一般会計部署との連携を図りながら、効率化を目指しています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	八郷水処理センターについては、包括的民間委託を実施し、経費の縮減を図っています。
	イ 指定管理者制度	該当なし。
	ウ PPP・PFI	該当なし。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>① 収益的収支比率は平成27年度の実績は、約 85%となっています。</p> <p>② 企業債残高対事業規模比率の平成27年度の実績は、類似団体平均値(約848%)より、小さい(約527%)となっています。</p> <p>③ 経費回収率は、上昇傾向にあり約94%に達しており、類似団体の平均値(約94%)と同じ水準となっています。</p> <p>④ 汚水処理原価の平成27年度の実績は約166円/m<sup>3</sup>、類似団体平均値(約166円/m<sup>3</sup>)と同じ水準となっています。</p> <p>⑤ 施設利用率の平成27年度の実績は、類似団体平均値(約66%)より小さい(約40%)状態にあります。</p> <p>⑥ 水洗化率の平成27年度の実績は(約88%)、類似団体平均値(約91%)より小さい状態にあります。</p> <p>⑦ 有収率は、平成27年度約88%となっています。</p>
--

2. 経営の基本方針

<p><b>【経営理念】</b> 今後の人口減少や節水型社会に対応すべく、茨城県が平成27年度に策定した生活排水ベストプランでは、集合処理区域と個別処理区域について検討することとなっています。茨城県策定の生活排水ベストプランは、本市の公共下水道事業の最上位に位置づけられる計画であるため、本市公共下水道事業に関する様々な計画や基本方針との整合を図る必要があると考えます。</p> <p><b>【現状認識】</b> 本市の下水道事業の平成38年までの検討期間の行政人口は、平成27年度で77,288人から平成38年度で70,360人へと減少が見込まれます。このようななか、本市の公共下水道事業は、流域関連公共下水道(石岡処理区)と、八郷水処理センター(八郷処理区)にて汚水処理を行っています。下水道普及率は、平成27年度時点で約44%であり、水洗化率も約88%に留まっています。このため本市公共下水道事業の整備は、整備途中段階にあります。</p> <p><b>【基本方針】</b> 本市の公共下水道事業では、平成38年度までに石岡処理区及び八郷処理区の下水道整備を行い、処理人口及び水洗化人口の向上と、下水道使用料収入の増収を図ります。このとき、年度別の整備計画は、平成37年度までの中期計画で約1,156ha、平成60年度までの長期計画では約1,329haの整備を計画します。</p>
--

### 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

本市公共下水道事業では、茨城県で汚水処理をする下水道事業計画及び八郷処理センター事業計画となっています。このため、投資計画では、建設に係る職員給与、管渠建設費、ポンプ場建設費、処理場費、流量計費、流域下水道建設負担金及び下水道施設長寿命化計画策定、地方債償還金を計画する必要があります。この主な内訳は、次の内容で、約103億円を計画します。

- ① 資本勘定職員は、平成28年度から平成38年度までに、2名を計画し、約1.3億円を計画します。
- ② 管渠費は、平成28年度から平成38年度までに石岡地区総額約16.5億円を計画し、八郷地区総額約1.4億円を計画します。
- ③ ポンプ場費は、平成28年度から平成38年度までに石岡地区総額約1.7億円を計画し、八郷地区総額約0.6億円を計画します。
- ④ 処理場費は、平成28年度から平成38年度までに八郷地区総額約1億円を計画します。
- ⑤ 流量計費は、平成28年度に石岡地区約0.5億円を計画します。
- ⑥ 施設長寿命化計画は、平成28年度から平成38年度までに0.8億円を計画します。
- ⑦ 流域下水道建設負担金は、平成28年度から平成38年度まで石岡地区に約2.8億円を計画します。
- ⑧ 地方債償還金は、平成28年度から平成38年度までに約76.5億円を計画します。

上記の①については、公共下水道事業の組織は現状を維持させるものとします。②～⑤は下水道整備の建設費を計画します。⑥は、下水道施設長寿命化計画策定業務委託費とします。⑦は、茨城県の流域下水道事業に要する建設費を見込んだものとします。⑧は、起債の元金償還を計画するものとします。

上記の建設に要する費用は、平成28年度から平成38年度で整備を計画し、平成38年度には水洗化率約90%、水洗化人口31,659人を目指し、下水道使用料の回収ができるように下水道整備を計画するものと考えます。

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

前節の①の投資に対する主な財源は、地方債、他会計補助金、国庫補助金、受益者負担金及び収益的収支差引(補填財源)を見込むものとします。

平成28年度から平成38年度までに示す財源及び金額は、約103億円であり、次の内訳の財源を確保する必要があります。

- ① 地方債として約15.1億円。
- ② 他会計補助金として約16.2億円。
- ③ 国庫補助金として約8.4億円。
- ④ 受益者負担金として約0.9億円。
- ⑤ 収益的収支差引(補填財源)として約62.6億円。

収支の均衡に欠かせない財源として、収益的収支差額(補填財源)が最も多く、次いで他会計補助金と地方債の順となっています。本市の公共下水道事業の場合は、平成27年度時点での普及率が約44%と低い水準にあり、先行投資として、他会計補助金の充当が欠かせない状態にあります。これに対して、平成38年度で目標の整備が完了すると、水洗化人口の増加(約1,540人)となり、下水道使用料収入の増収に伴う収益的収支差引(補填財源)が約5.7億円/年を維持することが試算できます。

このため、当面の間は、他会計補助金を主要な財源として見込む計画とし、新規の建設や、長寿命化計画等は、積極的に社会資本整備総合交付金の対象メニューの活用を行うものと考えられます。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成28年度から平成38年度までに、約60.3億円(次の①～④)を試算し、この内訳は、次に示す内容となります。

- ① 損益勘定職員は5名を計画し、平成28年度から平成38年度までに、約3億円を計画します。
- ② 汚水の処理費は、平成28年度から平成38年度までに、下水道整備に伴い増加する汚水処理量を見込み、約42億円を計画します。
- ③ 地方債の償還に対する支払利息は、平成28年度から平成38年度までに約15.3億円を計画します。
- ④ 資本的支出へと充当する収益的収支差引(補填財源)を約62.6億円を計画します。

上記に対する財源は、料金収入及び他会計繰入金であり、平成28年度から平成38年度までに約123.4億円を試算し、この内訳は次に示す内容となります。

- ① 料金収入として約58.3億円を計画します。
- ② 雨水負担金として約2.6億円を計画します。
- ③ 都道府県補助金として約0.6億円を計画します。
- ④ 他会計繰入金として約61.9億円を計画します。

現時点では、他会計繰入金が見込み最大の財源となるため、早期の下水道整備と水洗化人口の確保が必要であると考えられます。

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

#### ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	ベストプランを考慮した、投資の最適化を図ります。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメントの導入を行い、施設の劣化に基づく更新需要の試算を行い投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	八郷水処理センター、ポンプ場や、市内に点在するマンホールポンプへの民間活力の導入検討による、営業費用の縮減の可能性を検討します。
その他の取組	今後も公共下水道の整備を継続し、水洗化人口の増加を図り、下水道使用料の増収を計画します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	地方公営企業法の会計・経理を導入し、その運用を行いながら、適切な使用料のあり方を検討します。
資産活用による収入増加の取組について	小水力発電、太陽光発電、熱ポテンシャル等の可能性を検討します。
その他の取組	水洗化の促進を図り、収益増加を計画します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	より効果の高い民間活力の導入検討を行い、営業費用の縮減の可能性を検討します。
職員給与費に関する事項	平成38年度までは、下水道整備を実施するため、現状の職員の人員を確保する計画とします。
動力費に関する事項	ポンプ施設は、揚水効率の高い機器に入れ替え、散機装置は、微細気泡タイプへと機器を入れ替え動力費の抑制を検討します。
薬品費に関する事項	周辺事業者との共同購入などの検討を行い、薬品費等の支出抑制を検討します。
修繕費に関する事項	ストックマネジメントの導入を行い、施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討します。
委託費に関する事項	ストックマネジメント導入を行い、資産の延命化を計画できるような、外部委託の検討を行います。
その他の取組	他会計からの基準外の繰入金が増加しないように、継続的にモニタリングを実施します。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	モニタリングは、毎年の決算時期に実施をし、ローリングのタイミングは、地方公営企業法適用時(3年～5年後)に実施予定とします。
---------------------	--

# 経営比較分析表

茨城県 石岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	公共下水道	Bd1
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	44.18	87.96

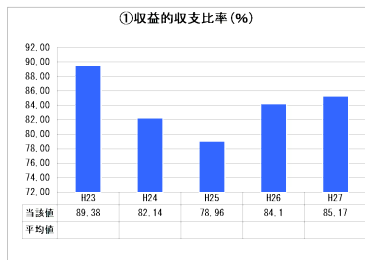
1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)	2,700
--------------------------------	-------

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
77,479	215.53	359.48
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
34,146	10.81	3,158.74

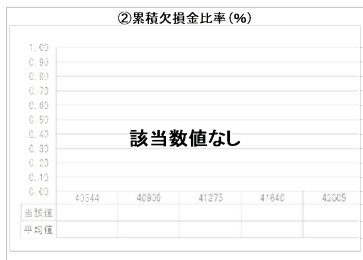
## グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

### 1. 経営の健全性・効率性



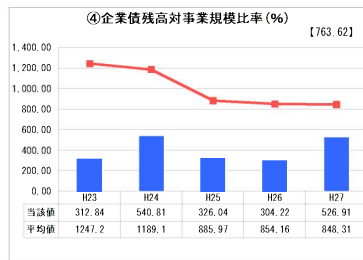
「単年度の収支」



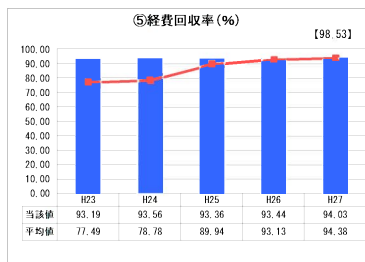
「累積欠損」



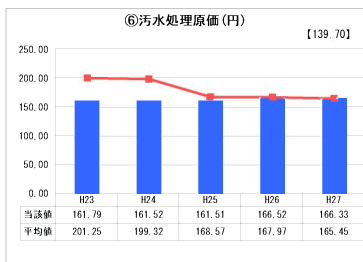
「支払能力」



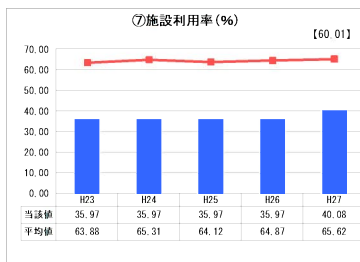
「債務残高」



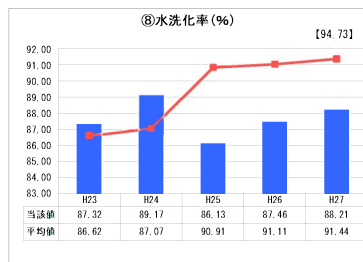
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

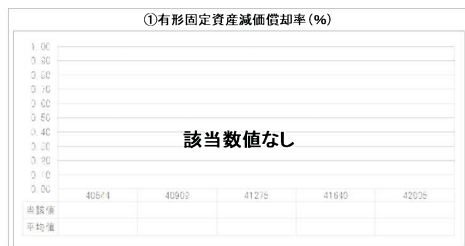


「施設の効率性」

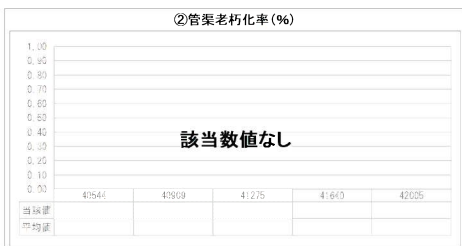


「使用料対象の捕捉」

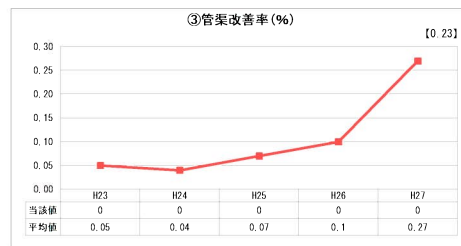
### 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

### 分析欄

#### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は100%未満となっている。要因としては地方債償還金等が考えられる。今後は収益の向上と費用削減が課題である。  
 ②企業債残高対事業規模比率は、類似団体と比べ低い数値となっている。要因としては、収益の一部を一般会計繰入金で賄っているため、今後、収益を向上させていくことが課題となっている。  
 ③経費回収率は、類似団体と同等となっているが、比率100%未満であり、全ての経費を使用料収入で賄うことができていない。今後は経費の削減を図る一方で、有収水量を確保するとともに、経営の改善を図っていく必要がある。  
 ④汚水処理原価は平成23年以降160円台で推移しており、類似団体と同等となっている。今後は経費の削減とともに汚水処理原価の低減を図りながら、健全経営を進めていく必要がある。  
 ⑤施設利用率は、類似団体と比べて低い数値となっている。要因としては、認可区域が整備途中であることと水洗化率が低いことなどが挙げられる。供用開始後は、処理区域内の水洗化率向上に努めながら下水道施設の利用率を高め、有収水量を確保し使用料収入の増収を図ることが重要である。  
 ⑥水洗化率は平成27年度88.21%と、類似団体の平均を下回っている状況である。戸別訪問や広報紙掲載・イベントによるキャンペーンなどを重点的に実施するなどして、水洗化率の向上に努めていく必要がある。

#### 2. 老朽化の状況について

③管渠改善率の数値が0%であり、類似団体と比べて低い数値となっている。その要因としては、管渠の更新・改良の時期が到来していないことが考えられる。今後、老朽化による管渠の更新・改良時期を迎えることから、長寿命化計画の策定とともに、適時更新・改良を進めていく。

#### 全体総括

下水道事業は先行的に施設整備を行う事業であるため、汚水処理の経費とともに施設建設に要した経費の回収に長い年月を要する。また、当市下水道事業は供用開始から40年が経過しており、老朽化による更新・改良時期に伴う投資の増が見込まれることから、今後は長寿命化計画に基づき、適時、更新・改良を進めるとともに、供用開始後は、処理区域内の水洗化率を向上と併せて下水道施設の利用率を高め、有収水量を確保しながら使用料収入の増収を進めていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

(単位:千円, %)

区 分		年 度		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
		前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度												
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	1,198,481	1,219,408	1,202,891	1,182,144	1,159,692	1,132,116	1,128,076	1,111,410	1,089,027	1,108,985	1,096,846	1,069,415	1,000,601			
	(1) 営 業 収 益 (B)	522,521	534,986	538,177	537,348	538,930	550,871	553,255	555,697	558,081	560,523	562,907	565,349	567,732			
	ア 料 金 収 入	496,755	508,843	511,319	513,660	516,057	527,998	530,382	532,824	535,208	537,650	540,034	542,476	544,859			
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)																
	ウ そ の 他	25,766	26,143	26,858	23,688	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	22,873	
	(2) 営 業 外 収 益	675,960	684,422	664,714	644,796	620,762	581,245	574,821	555,713	530,946	548,462	533,939	504,066	432,869			
	ア 他 会 計 繰 入 金	675,668	684,352	664,214	644,296	620,262	580,745	574,321	555,213	530,446	547,962	533,439	503,566	432,369			
	イ そ の 他	292	70	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500	
	2 総 費 用 (D)	666,996	653,776	612,385	596,519	581,123	566,531	562,176	548,239	534,457	521,596	509,530	498,738	489,027			
	(1) 営 業 費 用	417,473	420,246	395,653	397,012	398,370	399,729	410,706	412,081	413,457	414,833	416,209	417,585	418,960			
	ア 職 員 給 与 費	40,040	35,197	23,352	23,352	23,352	23,352	29,190	29,190	29,190	29,190	29,190	29,190	29,190			
	イ そ の 他	377,433	385,049	372,301	373,660	375,018	376,377	381,516	382,891	384,267	385,643	387,019	388,395	389,770			
	(2) 営 業 外 費 用	249,523	233,530	216,732	199,507	182,753	166,802	151,470	136,158	121,000	106,763	93,321	81,153	70,067			
	ア 支 払 利 息	249,523	233,530	216,732	199,507	182,753	166,802	151,470	136,158	121,000	106,763	93,321	81,153	70,067			
	イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	531,485	565,632	590,506	585,625	578,569	565,585	565,900	563,171	554,569	587,389	587,316	570,677	511,574			
	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	399,925	363,067	485,058	429,598	377,529	389,896	378,849	367,221	353,651	360,290	301,638	308,904	304,455		
		(1) 地 方 債 平 準 化 債 権 うち 資 本 費 平 準 化 債 権	161,400	147,000	173,767	143,249	125,128	134,352	134,352	134,352	134,352	134,352	125,127	134,351	134,351		
		(2) 他 会 計 補 助 金	183,834	151,257	200,712	210,886	178,277	169,919	158,872	147,244	133,674	140,313	102,386	88,928	84,479		
(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金		20,747	41,513	102,454	67,338	66,000	77,500	77,500	77,500	77,500	77,500	66,000	77,500	77,500			
(6) 工 事 負 担 金		33,944	23,297	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125	8,125			
(7) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
2 資 本 的 支 出 (G)		901,146	966,416	1,075,564	1,015,223	956,098	955,481	944,749	930,392	908,220	947,679	888,954	879,581	816,029			
(1) 建 設 改 良 費		143,003	188,439	302,834	256,809	214,278	236,028	236,028	236,028	236,028	259,028	214,277	236,027	236,027			
イ そ の 他		8,871	8,027	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676	11,676			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		758,143	777,977	772,730	758,414	741,820	719,453	708,721	694,364	672,192	688,651	674,677	643,554	580,002			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 501,221	△ 603,349	△ 590,506	△ 585,625	△ 578,569	△ 565,585	△ 565,900	△ 563,171	△ 554,569	△ 587,389	△ 587,316	△ 570,677	△ 511,574			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		30,264	△ 37,717	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
積 立 金 (K)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)		19,388	49,652	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935			
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	49,652	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935				
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
実 質 収 支 黒 字 (P)	49,652	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935	11,935				
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	84	85	87	87	88	88	89	89	90	92	93	94	94				
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	522,521	534,986	538,177	537,348	538,930	550,871	553,255	555,697	558,081	560,523	562,907	565,349	567,732				
地 方 財 政 法 に よ り (R)/(S) × 100 (T)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 した 規 定 する (U)																	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た (V)	190,932	522,521	534,986	538,177	537,348	538,930	550,871	553,255	555,697	558,081	560,523	562,907	565,349				
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た (T)/(V) × 100 (W)																	
他 会 計 借 入 金 残 高 (X)	11,447,936	10,816,959	10,217,996	9,602,831	8,986,139	8,401,038	7,826,669	7,266,657	6,728,817	6,174,518	5,624,967	5,115,764	4,670,113				

(単位:千円)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分			742,221	754,905	691,072	667,984	643,135	603,618	597,194	578,086	553,319	570,835	556,312	526,439	455,242
	うち 基準内繰入金		742,221	754,905	691,072	667,984	643,135	603,618	597,194	578,086	553,319	570,835	556,312	526,439	455,242
	うち 基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資本的収支分			183,834	151,257	200,712	210,886	178,277	169,919	158,872	147,244	133,674	140,313	102,386	88,928	84,479
	うち 基準内繰入金		113,980	108,846	156,109	146,782	137,297	127,577	115,377	101,780	84,381	61,714	43,763	24,505	16,191
	うち 基準外繰入金		69,854	42,411	44,603	64,104	40,980	42,342	43,495	45,464	49,293	78,599	58,623	64,423	68,288
合 計			926,055	906,162	891,784	878,870	821,412	773,537	756,066	725,330	686,992	711,148	658,699	615,367	539,721